

マイナンバー制度における地方公共団体による情報照会の実施状況について

<検査の状況の主な内容及び所見>

- 1 地方公共団体の半数以上が利用していた事務手続きに係るマイナンバー情報照会の実施状況
マイナンバー制度においては、全て情報連携を活用して事務処理を行うことが基本であり、地方公共団体によるマイナンバー情報照会（特定個人情報の提供の求め）の実施状況について、情報照会者とされている地方公共団体の半数以上が利用していた32手続きに係る実施状況を確認したところ、28手続きにおいて、事務の発生件数に対するマイナンバー情報照会の照会件数の割合（マイナンバー情報照会実施率）が低調（50%未満）となっている地方公共団体があり、マイナンバー情報照会の活用方策について十分に検討されていない状況等が見受けられた。

28手続きの所管府省庁は、照会件数等の実施状況を十分に把握しておらず、デジタル庁は、照会件数の状況を把握していたものの、所管府省庁に提供していなかった。

- 2 地方公共団体の過半が利用していなかった事務手続きに係るマイナンバー情報照会の実施状況
情報照会者とされている地方公共団体の過半が利用していなかった1,225手続きから選定した168手続きに係る実施状況を確認したところ、事務の発生件数が多数となっていた事務手続きにおいても、マイナンバー情報照会実施率が低調となっている地方公共団体があり、地方公共団体の取組だけでは解消が困難な問題が見受けられるなどした。また、事務の発生件数が少数となっていた事務手続きにおいて、マイナンバー情報照会を利用せずに発行手数料を伴う課税証明書等を申請者等に提出させるなどしていた。

これらについても、所管府省庁及びデジタル庁の状況は同様となっていた。

統計的に検定した結果、検査の対象とした市町村におけるマイナンバー情報照会実施率の状況は、全国の市区町村についてみてもおおむね同じ状況になると考えられる。

所見：・デジタル庁は、マイナンバー情報照会の実施状況を所管府省庁において把握できるようにするとともに、マイナンバー情報照会を十分に活用させるよう主導していくこと

- ・所管府省庁は、デジタル庁と連携して、地方公共団体の半数以上で利用されている事務手続きについて、マイナンバー情報照会の実施がより一層推進されるよう、実施状況を把握し、地方公共団体における問題の解決に資する適切な助言を行うこと
- ・所管府省庁は、デジタル庁と連携して、地方公共団体の過半で利用されていない事務手続きについてもマイナンバー情報照会の実施が推進されるよう、特に国民の利便性の向上や行政運営の効率化等に資する手続きを優先して、実施状況を把握し、地方公共団体における問題の解決に資する適切な助言を行うとともに、地方公共団体の取組だけでは解消が困難な問題の解決に向けて方策を検討し、適切に対応していくこと